

令和7年度第9回 区政運営会議 記録要旨

1 日 時	令和7年10月9日 (木) 11:15 ~ 11:25	2 場 所	第五委員会室
3 件 名	品川区における保養事業の今後の方向性（案）について		
4 出 席 者	区長、堀越副区長、新井副区長、教育長 各部長・担当部長 企画経営部各課長・総務課長・戦略広報課長	5 会 議 結 果	<input type="checkbox"/> 案のとおり決定する。 <input checked="" type="checkbox"/> 一部修正の上、決定する。 <input type="checkbox"/> 繼続して検討する。 <input type="checkbox"/> 案を否決する。
6 会 議 内 容	<p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原案のとおり令和10年3月末に保養所を廃止するとともに、光林荘については校外学習施設として区が活用することとし、滞りなく事務を進めること。 光林荘の在り方について、大規模改修から10年後を中途ではなく、随時検証を行うこと。 		

付議事案書

審議事項 • 報告事項

1 件 名 品川区における保養事業の今後の方向性（案）について

2 担当部課 地域振興部地域活動課

3 関連部課 教育委員会事務局学務課

論 点

4 (決定を要する事項) 品川区における保養事業の今後の方向性（案）について、資料記載の方針・スケジュールで進めてよろしいか。

5 概要	① 現状課題	・品川荘の区民利用者数は、減少傾向にあり、区民全体から見た利用人数の規模も非常に小さいものである。 ・光林荘は区立学校の校外学習施設として優先的に活用しているため、一般利用については制約が多い。 ・区民保養所の区民利用者は、区民全体の1%程度の人数に留まっている中で、区が高額な費用を捻出して施設を維持していくことは、区の財政負担上、課題がある。一方、光林荘は、雨天時にも活動できる体育館や、キャンプファイバー等も学校だけで安全にできる屋外空間も併設されており、校外学習施設として、教育目的のためには、一定の財政負担が必要である。	② 付議事案	目的	・これまでの庁内検討および外部有識者を交えた検討会での意見を踏まえ、令和10年3月末をもって区民保養所としての活用を廃止する。 ・区民保養所の管理に要していた経費は、区民のウェルビング向上のために必要な事業に活用する。
				対応方策	・品川荘については民間事業者への譲渡に向け、手法や手順等の検討を進める。 ・光林荘については、引き続き活用することから、大規模改修に必要な予算措置を行う。合わせて、収益を確保するため、社会教育等での積極的な活用について、具体的方策を検討する。なお、光林荘のあり方について、大規模改修から10年後を目途に検討を行う。 ・区民アンケートで示されたニーズを踏まえ、連携都市との交流事業など、新たな事業の導入を検討する。

③ その他 (スケジュール等)	R7.11～ 町会長・自治会長に説明	項目	有無	方法（時期）
	R9 令和10年度以降の受入れ停止を公表・周知 光林荘に係る条例の制定	条例規則	無	令和9年度に公の施設とする条例制定が必要
	光林荘に係る指定管理事業者の選定	議会説明	有	11月区民委員会報告
	R10.3 無償貸付終了（区民保養所としての運営終了）	区民参加		
	4 校外学習施設としての光林荘（仮称）開設 (旧)品川荘の譲渡手続開始	報道発表		
		広報・HP		

6 参考情報

- ・区民保養所保有区:9区(内訳)指定管理方式:6区 民間貸付方式:3区
- ・民間施設利用区:15区(内訳)借上:4区 指定:2区 協定:9区
- ・保養事業なし:4区(内訳)墨田区、中野区、北区、練馬区

7 添付資料

品川区における保養事業の今後の方向性（案）

令和7年10月9日（木）
地域振興部地域活動課
教育委員会事務局学務課
区政運営会議資料

1 これまでの検討経過

5月19日 区政運営会議（報告）

区民保養所における他区の状況・社会情勢を考慮しながら、区民保養所のあり方について検討する。
外部有識者による検討会議での議論を踏まえ、10月までに今後の方向性を決定する。

6月 9日 区民委員会（報告）

区民保養所のあり方検討の開始について

7月 2日 品川区区民保養所のあり方検討会（第1回）

- | | |
|----------------|---------------|
| ・審議の進め方・スケジュール | ・区民保養所の現状について |
| ・意見交換 | ・課題整理 |

3日 サウンディング調査

品川荘現地見学(7/18)、サウンディング(8/6-8)

29日 区民アンケート（～8/31）

9月 3日 品川区区民保養所のあり方検討会（第2回）

- ・第1回あり方検討会での課題について
- ・サウンディング調査の実施結果について
- ・区民アンケート結果報告書について
- ・あり方検討会の結論について

- ・区民ニーズの多様化による利用率の低迷や区の財政負担軽減の観点から、品川荘、光林荘の区民保養所としての活用は廃止すべきである。
- ・品川荘は、区民利用率が高く一定の認知度があるものの、区民全体から見た実際の利用割合は限られていることから、民間への施設の譲渡を検討すべきである。なお、区民アンケートにおいて保養事業の存続を望む声があったことを踏まえ、今後の公共サービスとしての保養事業のあり方について、区民とともに検討すること。
- ・光林荘は、区の教育ビジョンに沿った校外学習施設として利用すべき。一方、施設存続にあたり、ランニングコストの削減に努めるべきである。なお、社会教育への活用については、今後の検討課題である。
- ・区民保養所の廃止に伴い管理に要していた経費については、今後真に必要な施策に有効に活用すべきである。

2 検討会の主な意見

- ・区民保養所だけでなく区の事業全体での優先順位を考えるべき。
- ・保養事業は見直す段階にきている。
(品川荘) ・公共でなければならないのか。
・区がやっているから成り立っているだけ。
(光林荘) ・校外学習施設は行政としてやっていかなければならない。

3 費用対効果の検証

今後の想定必要経費で比較

A区民保養所は廃止【255,385千円】

（ランニングコスト255,385千円/年）

B区民保養所は廃止、光林荘は校外学習施設として継続【1,884,704千円】

（ランニングコスト226,455千円/年 イニシャルコスト1,658,249千円）

C区民保養所として継続【2,847,338千円】

（ランニングコスト205,289千円/年 イニシャルコスト2,642,049千円）

4 サウンディング調査

（共通） 設備の劣化分を減額した入札でないと厳しい。

（品川荘） 体験型コンテンツによる集客
ルームチャージ等、客室の単価増が必要

	A社	B社	C社	D社
宿泊施設としてのポテンシャル	○	○	○	○
売却とした場合の入札参加可能性	×	△	○	○

（光林荘） 移動教室等を主とした活用

学校利用でハイシーズンを取られるのは厳しい。

	A社	B社	C社	D社
校外学習施設との併用	○	○	—	×
売却とした場合の入札参加可能性	×	△	—	△

※「△」…条件付き参加、「—」…回答なし

5 区民アンケート

実施期間：7月29日～8月31日 回答数：387件

主な結果：区民保養所は今後必要か？

必要215 不要115 どちらともいえない46

自由意見：（存続）物価高の今、安定した価格。現状維持を。

利用料金を少し上げても存続してほしい。

区民の保養施設は出来るだけ残すべき

（廃止）生活に必須でなく税を投入すべきでない。

学習以外の目的でサービス施設を維持する

必要はない。

特定層に偏ったサービス提供はよくない。

6 特別区の状況

○他区（8区）の区民保養所における区民利用割合

最も低い利用割合 20.9% 最も高い利用割合 82.9%

7 校外学習施設の必要性

○教育的意義 ・豊かな自然体験活動 + 多様な世界遺産（文化遺産）

→ 区の掲げる教育ビジョンに適合

○費用面 ・光林荘活用337,005千円 民間施設利用255,385千円

→ 民間施設を利用するほうが現在の試算では費用は少なくて済むものの、今後の民間宿泊施設のインバウンド需要の影響なども踏まえ、適宜試算が必要である。

○光林荘で校外学習を行う利点

- ・キャンプ場や体育館等の教育活動用の設備が充実
- ・民間宿泊施設にはない独自の価値（すべての児童が体験活動を通して主体的に学ぶ環境を提供できる）
- ・同様の機会を光林荘以外の場所で確保しようとすると、校外学習を企画運営する教員の労力や時間的拘束といった負担は格段に増えることが考えられる。
- ・教員の負担を減らし、慣れた光林荘で、教育の経験を積んでいくことが、円滑かつ充実した校外学習の機会を児童に提供することになる

⇒保養所事業の廃止後も教育施設として利用を継続することが望ましい。

8 見直しに向けた検討

○品川荘の利用状況・分析

利用人数は減少傾向

区民全体での利用人数は少ない（R5:1.54%）

○光林荘の利用状況・分析

団体以外受入停止、一般利用者は大幅減

○区民保養所を取り巻く状況

旅行市場は成熟、現在でも事業者の創意工夫での運営

○施設の老朽化と区の財政負担の状況

維持管理経費の負担、今後の大規模改修費用の負担

今後の方針（案）

これまでの検討および有識者を交えた検討会での結論を踏まえ、以下の方針により準備を進める。

（1）方針

① 品川区区民保養所のあり方検討会により示された方向に基づき、

・品川荘および光林荘については、令和10年3月末をもって区民保養所としての活用を廃止する。

・光林荘は、校外学習施設として区が活用する。

② 品川荘については民間事業者への譲渡に向け、手法や手順等の検討を進める。

③ 光林荘については、引き続き活用することから、大規模改修に必要な予算措置を行う。

合わせて、収益を確保するため、社会教育等での積極的な活用について、具体的方策を検討する。

なお、光林荘のあり方について、大規模改修から10年後を目途に検証を行う。

④ 区民アンケートで示されたニーズを踏まえ、連携都市との交流事業（宿泊助成等）など、新たな事業の導入を検討する。

⑤ これまで区民保養所の管理に要していた経費は、区民のウェルビーイング向上のために必要な事業に活用する。

（2）今後のスケジュール

令和7年

9月 区民委員会報告（検討会の結果）

10月 区政運営会議

11月 区民委員会報告（区の方針）

町長・自治会長説明

光林荘の大規模改修の検討
(時期、予算計上)

9年

令和10年度以降の受入れ停止を公表・周知

光林荘に係る条例の制定（施行：令和10年4月1日）

光林荘に係る指定管理事業者の選定

10年

3月末 区民保養所としての運営終了

（株）EVERYFOODとの協定、使用貸借契約満了）

4月 校外学習施設としての光林荘（仮称）開設

（旧）品川荘の譲渡手続の開始